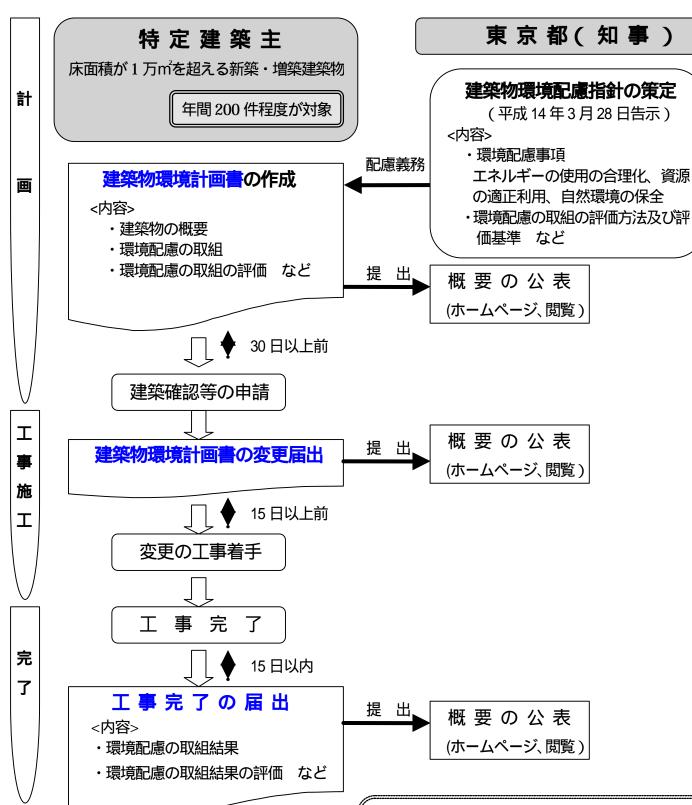
「建築物環境計画書」制度について(平成14年6月1日実施)

平成14年12月25日環境局環境部

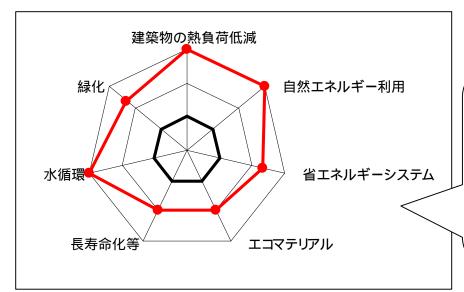


環境配慮事項

分 野	X	分
エネルギーの使用	建築物の熱負荷の低減	・屋根・外壁の断熱、窓部の日射遮蔽・断熱等
の合理化	自然エネルギー利用	・自然通風や採光、太陽光発電等
	省エネルギーシステム	・空調・換気・照明・給湯・昇降機における省エネルギー・最適運用
		システム(BEMS 等)
	地域省エネルギー	・地域冷暖房等
資源の適正利用	エコマテリアル	・再生骨材・リサイクル鋼材・その他の使用
	オゾン層保護等	・断熱材用発泡剤、空調用冷媒
	長寿命化等	・構造躯体の劣化対策、改変の自由度の確保等
	水循環	・雑用水利用
自然環境の保全	水循環	・雨水浸透
	緑化	・敷地・屋上等への緑化、動植物の生息・生育環境への配慮
	外部熱環境の改善	・地上部及び建築物の被覆への配慮

レーダーチャートによる評価 (事務所ビルの例)

......は任意記載項目



~ の各項目ごとに、得点数を計算し、グラフに表したもの。 内側の太線が基点(0点)で、 他の法令に規定する基準などの 最低条件をクリアした状態を示す。より効果的な配慮の取組をした項目ほど加点され外側にプロットされる。

誘導的な手法により、建築主の自主的な取組を促す制度

計画書等を公表することにより、広く建築物の環境配慮の状況を明らかにする制度 優れた環境配慮の取組を行った場合には、そのレベルが示される制度

計画書の提出状況(平成14年12月24日現在)

9 1件

(内 訳:住宅59件、事務所11件、学校7件など)